

# 全苗連だより

Vol. 112 (6月号)

令和5年6月22日

発行：全国山林種苗協同組合連合会

Tel.03-3262-3071 Fax.03-3262-3074

## 令和5年度全国山林種苗協同組合連合会通常総会が 開催されました

### 令和5年度全苗連生産者の集いは和歌山県で開催されます

全苗連の令和5年度通常総会が5月26日に東京都千代田区のホテルメトロポリタンエドモントで開催されました。ご来賓として小坂善太郎森林整備部長、石田整備課長、石井造林・間伐対策室長、山口課長補佐(同室造林資材班担当)、嶋田業務課長、見市課長補佐(業務課森林整備班担当)及び田中造林資材班種苗係長がお見えになり、林業関係の中央団体からは、公益社団法人国土緑化推進機構の沖専務理事。日本造林協会の赤木常務理事並びに林業薬剤協会の小合専務理事に駆けつけて頂き、代表して小坂森林整備部長(写真)から森林・林業・林産業に係る昨今の情勢等を踏まえた御祝辞を頂きました。

議事では、大森全苗連会長の進行のもと、令和4年度事業報告、財産目録、貸借対照表、損益



(写真) 挨拶をする大森茂男会長

計算書及び剰余金処分案に係る議案、令和5年度事業計画、収支予算、賦課金額等に係る議案等所定の議案が原案どおり可決・承認されたあと、続いて9月に予定されている全苗連生産者の集い開催県の和歌山県山林種苗協同組合の畑田事務局長から挨拶が行われました。

議事に先立ち、大森会長からは、コロナ禍に加え、物価高、エネルギー価格の高騰、人手不足も続くなどの懸念材料が山積している中であって、令和5年度は、①「再造



(写真) 小坂森林整備部長から御祝辞を頂く

林の増加に応じた優良な苗木の安定供給体制の構築」、②「特定苗木増産体制の構築」、③「花粉症対策への更なる対応」を軸にして活動していく旨の挨拶がありました。

最後に織田副会長から閉会の言葉があり、総会は終了しました。



(写真) 総会の模様

## (林野庁企画課よりお知らせ)

### 消費税のインボイス制度への対応について

林野庁企画課より今年10月より導入されるインボイス制度について、種苗生産者向けのお知らせがありましたので掲載いたします。

(以下引用)

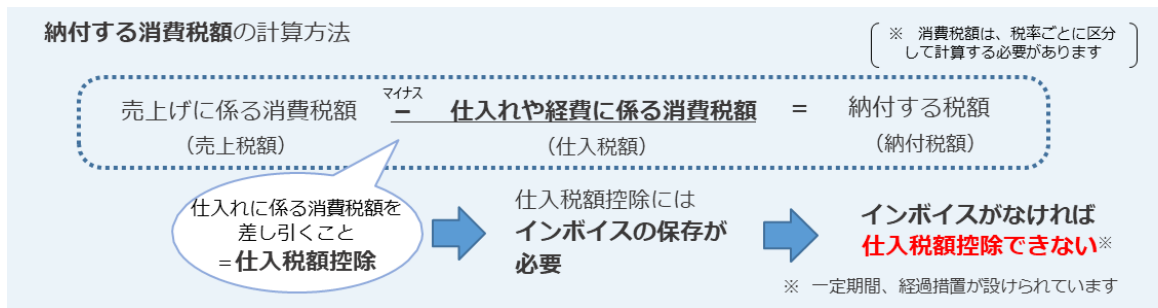
#### 1 消費税とは

- ・ 商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- ・ 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- ・ 消費税は、売上げに係る消費税額から、仕入に係る消費税額を差し引いて計算した額を納税します。(仕入に係る消費税額を差し引くことを「**仕入税額控除**」といいます)

#### 2 インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

- ・ インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です(図1)。
- ・ 令和5年10月1日から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス(適格請求書)を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ・ このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者(課税事業者)のみが発行できます。(免税事業者は、インボイス発行事業者の登録を受けられないためインボイスの発行ができません。)
- ・ 登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

(図1)納付する消費税額の計算方法



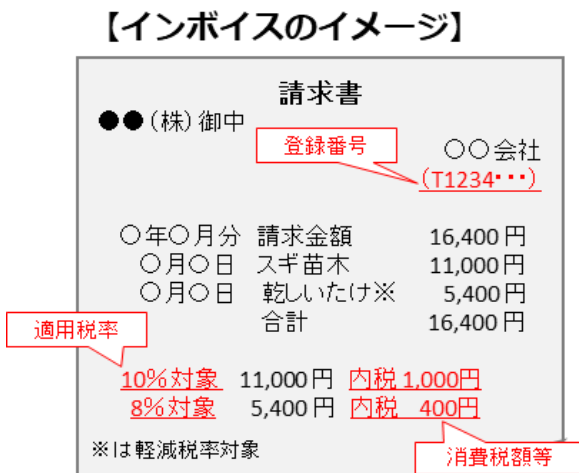
### 3 インボイス(適格請求書)とは

- 苗木等を購入した買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるために、登録番号※、適用税率、消費税額等を記載した請求書や納品書などです。

(※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です)

- 「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです(図2)。

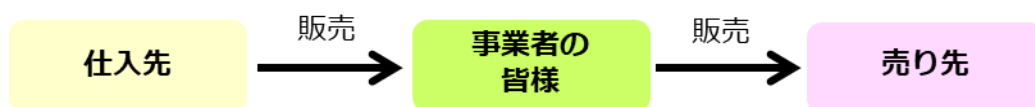
(図2)インボイスのイメージ



赤字が従来の区分記載請求書との変更点

### 4 インボイス制度への対応

インボイス制度が開始されるに当たり、苗木生産者の方をはじめ、森林・林業・木材産業の事業者の皆様は、次のような対応や検討が必要になります。



#### (1) 課税事業者の場合

(基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える事業者等。消費税の納税義務があります。)

<売り先との関係>

- ① インボイス発行事業者となるためには、税務署長の登録を受ける必要があります。
- ② インボイスとして売り先に発行する請求書等に、現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率(8%、10%)、消費税額等を記載する必要があります。
- ③ 売り先の求めに応じて、インボイスを発行する必要があります。

<仕入先との関係>

- ④ 仕入先がインボイス発行事業者であるか確認する必要があります。
- ⑤ 仕入税額控除を適用するためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ⑥ 仕入先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることによる影響(※1・2)を踏まえて、仕入先や売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいて下さい。その際、一方的な取引価格の引下げや取引の打切りは、独占禁止法上の問題(優越的地位の濫用)となるおそれがあります。また、消費税の性質上、免税事業者であっても自らの仕入れや諸経費に係る消費税を負担しているので、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があります。

※1 仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後6年間は、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています(図4)。

※2 課税売上高が1億円以下である事業者は、制度開始後6年間は、税込1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる措置が設けられています。

(2)簡易課税事業者の場合

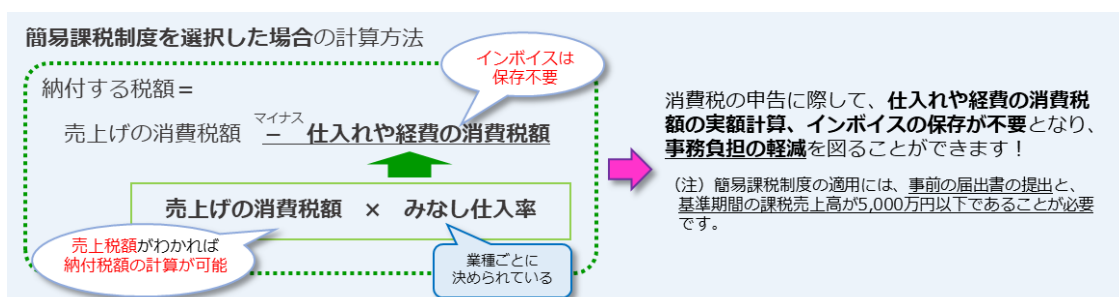
(基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者等。消費税の納税義務があります。)

<仕入先との関係>

特段の対応の必要はありません。

※ 売上税額と「みなし仕入率」によって消費税の納税額を計算するため、仕入先からインボイスを発行してもらう必要がありません(図3)。

(図3)簡易課税事業者を選択した場合の計算方法



※ 苗木生産者などの農林漁業者(飲食料品除く)のみなし仕入率は70%になります。

### (3) 免税事業者の場合

(基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者。消費税の納税義務が免除されます。)

#### <売り先との関係>

① インボイスを発行できません。

② 売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、森林組合、農協、事業協同組合等への委託販売を行う場合(組合員が無条件委託方式かつ共同計算方式により販売委託するものに限り※1)、卸売市場を通じた生鮮食品等の委託販売を行う場合(中央・地方卸売市場とそれらに準ずる市場に限り※1)は、インボイスの発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりません。

※1 例えば、原木市場等では、一般的に、それぞれの椓に含まれる出荷者の材の数量が把握でき、出荷者ごとの材の数量と椓ごとの単価により精算されますが、このような精算方法は共同計算方式には当たりません。

③ 売り先が簡易課税制度を選択していない課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため※2・3、売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいて下さい。なお、今後の経営発展等を考えて、課税事業者(簡易課税事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。※4・5

※2 制度開始後6年間は、免税事業者の発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています(図4)。

※3 売り先が課税売上高1億円以下の事業者である場合、制度開始後6年間は、税込1万円未満の少額な取引について、インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる措置が設けられているため、これまでの取引と変わりません。

※4 インボイス発行事業者の登録を受けるかどうか(課税事業者等へ転換するかどうか)は事業者の任意です。

※5 インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始から3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減する措置(2割特例)が設けられています。2割特例は確定申告時に選択することができ、当該事業者が簡易課税制度を選択していたとしても、確定申告時に2割特例を選択することができます。

#### <仕入先との関係>

特段の対応の必要はありません。

#### 5 インボイスの保存を必要としない仕入税額控除の特例

・ インボイス発行事業者には、商品の販売やサービスの提供を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)からの求めに応じてインボイスの適格請求書の交付義務が課されていますが、インボイス発行事業者が行う事業の性質上、インボイスの交付が困難な取引について、交付義務が免除されます。

・ 森林所有者や林業者等が森林組合や農協等に委託販売する場合(組合員が、無条件委託方式かつ共同計算方式により販売委託するものに限る※1)は、インボイスの交付義務が免除され、購入事業者は、森林組合等が発行する書類に基づいて仕入税額控除をすることができます。(協同組合特例)



① 無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること

② 共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること

・ 卸売市場※2を通じた生鮮食料品等の委託販売の場合(中央・地方卸売市場とそれらに準ずる市場に限る)についても、インボイスの交付義務が免除され、購入事業者は卸売市場等の発行する一定の書類の保存で、仕入税額控除が可能となります。(卸売市場特例)

※1 原木市場等では、一般的に、それぞれの極に含まれる出荷者の材の数量が把握でき、出荷者ごとの材の数量と極ごとの単価により精算されますが、このような精算方法は共同計算方式には当たりません。

※2 特例の対象となる卸売市場とは生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、木材市場は対象となりません。

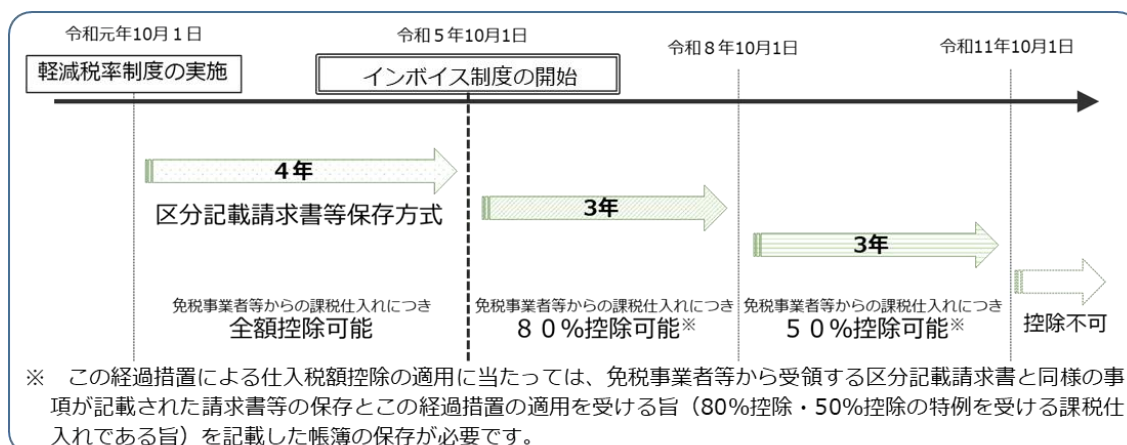
## 6 免税事業者との取引における留意事項

- ・ インボイス制度の開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています(図4)。
- ・ 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、消費税を加味した価格の設定、取引金額の見直しを検討することも考えられます。
- ・ また、取引先の免税事業者に対し、取引上の優越的な地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法等において問題となるおそれがありますので、その点をご留意ください。詳しくは「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」をご参照ください。

公正取引委員会  
ホームページ



(図4) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



## 全苗連・苗組の行事予定

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 6月4日      | 全国植樹祭(岩手県陸前高田市)                    |
| 6月15日     | 中央需給調整協議会(林野庁)                     |
| 6月15～16日  | 全苗連東北・北海道地区協議会総会(仙台市)              |
| 6月23日     | 一般社団法人林業技能向上センター第2回社員総会(全森連中会議室)   |
| 6月27日     | 林退共第50回運営委員会((独)勤労者退職金共済機構 9F 会議室) |
| 7月5日      | 令和5年度第3回全苗連正副会長会議(全苗連事務室)          |
| 7月5日      | 生産事業功労者及び永年勤続常勤役職員選考会(全苗連事務室)      |
| 7月21日     | 日本造林協会通常総会(市ヶ谷カンファレンスセンター)         |
| 9月5～6日    | 第7回全苗連生産者の集い(和歌山県「和歌山城ホール」)        |
| 11月11～12日 | 全国育樹祭(茨城県)                         |
| 11月16～17日 | 九州地区林業用種苗需給連絡協議会(鹿児島県)             |
| 11月21～22日 | 近畿地区林業用種苗需給連絡協議会(奈良県)              |